

平成16年（行ウ）第20号 八ツ場ダム費用支出差止請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

証拠説明書

(甲A13～15)

2009年（平成20年）1月 日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一
外

証拠番号	証拠の標目	作成者	作成年月日	立証趣旨など	備考
------	-------	-----	-------	--------	----

甲 A 13	八ッ場ダム 費用支出差 止等請求住 民訴訟に関 する意見書	北海道大 学法学研 究科教授 人見 剛	H21.1. 7	<p>(1) 1日校長事件最高裁判決（最判平成4年12月15日）の射程範囲を検討した上で、本件八ッ場ダム訴訟における先行行為の違法性と財務会計行為との関係を論じたもの。</p> <p>(2) 1日校長事件最高裁判決は、職員の地方公共団体に対する損害賠償責任を問う4号請求の問題であること、公共団体の長とそこから独立した権限行使機関の問題を扱っているという前提があった。</p> <p>そのため、本件の4号請求であっても、同判決の事案と同一視できないこと、1号請求の場合は同判決の判示は当然には妥当しないことが述べられている。</p> <p>(3) その上で、本件の4号請求の場合は、1日校長事件で「先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提とした当該職員の行為自体が財務会計行為法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる」とする違法性の判断基準が適用されるが、同判決が、先行行為の違法性を主張することができる場合について、先行行為「が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適性確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り」、当該行為</p>	原本
--------	---	------------------------------	-------------	---	----

				<p>「を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を取るべき義務があり、これを拒むことは許されない」という判示部分は妥当しないというべきである。なぜなら、事業経費負担金に関して先行行為となった関係都県が行った協定について、それを締結した県知事は、協定を締結するかどうかを自ら判断できたものであり、また、国土交通大臣の納付通知に対しても県知事は意見を述べ、不服を申立て、あるいは裁判上争うこともできたのであるから、本件の先行行為である負担金納付通知や事業経費負担金に関する協定の違法性は、当該行為が後行の負担金の支出等の財務会計行為の直接の原因行為であって、それと密接な関連性があるものであり、そして先行行為の適否を審査した上で財務会計行為をなすべき義務を知事ら被告が負っている場合には、4号請求訴訟において、財務会計行為の違法事由として主張できるとしている。</p> <p>(4) 1号請求の場合は、4号請求と比べて客観的な適法・違法性を争点としており、本件において、先行行為である負担金納付通知や事業経費負担金に関する協定が違法であるとすれば、当該行為が後行の負担金の支出等の財務</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>会計行為の直接の原因行為であり、それと密接な関連性があるものである限り、その負担金等の支出も違法な支出として差止めが認められるべきとしている。</p> <p>(5)なお、この見解は、本件事案が1日校長事件判決の射程範囲外であることを示しており、原告の主張と矛盾するものではなく、逆に補強するものとなっている。</p>	
--	--	--	--	---	--

甲A14	略歴・主要業績	同上	同上	甲A15の意見書の作成者である人見教授の略歴・主要業績。	写し
甲A15	最判平成20年1月18日判決	判例時報1995号74～78頁抜粋		いわゆる宮津市土地開発公社事件最高裁判決の判示内容。	写し